

提案提出元	山田 肇（東洋大学経済学部教授）
-------	------------------

項目	意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	ア	別紙1に記載された論点に加え、「利用する技術および利用方法の指定のあり方」を追加するよう提案する。
	イ	別紙1に記載された論点に加え、「落札額に上限を設けるべきか」を追加するよう提案する。
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	意見
	1	<p>周波数オークションの導入目的は、国民が電波をいっそう有効利用し、電波産業が活性化して国際競争力を持つことである。</p> <p>比較審査方式には四つの問題がある。第一は、電波帯ごとに異なるはずの経済的価値が配分に反映されないこと。第二は、せつかく配分されても利用が進まない電波帯が生まれること。第三は、新技術が生まれても参入が極めてむずかしいこと。第四は、既存免許人には新技術に更改しようという意欲がなく、古い技術が何十年も利用され続けること。</p> <p>周波数オークションの導入は、上の四つの問題を解決するものである。</p> <p>わが国の電波産業には、研究開発しても市場化できなければ利益が得られないから、免許が取れそうにならないと研究開発に取り組まないという傾向がある。一方で、免許が得られそうとなると、市場性が期待できないとわかっても研究開発を進める悪い癖がある。</p> <p>周波数オークションの場合、電波帯の用途は指定するが、どのような技術を用いるかは落札した側に委ねられる（論点アとして後述する）。したがって、周波数オークションで落札する気になれば、研究開発を先行させられ</p>

	<p>る。実際、アメリカでは、電波分野にも多くのベンチャー企業が存在し、それぞれに独自の技術開発を続けている。</p> <p>この日米の企業姿勢の差が競争力に大きく影響しており、周波数オークションの導入は、これを解決する第一歩である。</p> <p>周波数オークションを採用すれば、落札額は電波帯の経済的価値を反映し、落札者は投資回収のために事業開始を急ぐしかない。利用技術の決定権を落札者に与えれば、電波を獲得して新技術でビジネスをしようという起業家も生まれてくる。</p>
<p>3</p>	<p>一般財源とすべきである。</p> <p>先般 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、東北・関東地方は大きな被害を受けた。復旧・復興には大規模な予算処置が必要で、それを増税で賄うか国債で賄うか、といった議論が行われている。周波数オークションによって得られる国庫収入は、増税と国債以外の第三の収入源であり、国難に直面している今こそ、これを活用すべきである。</p> <p>復興資金の一部に充てるためには、周波数オークションの速やかな法律化を図り、今後予定されるすべての周波数配分に原則として適用すべきである。周波数オークションは第四世代携帯電話からなどと先延ばしするのは好ましくない。</p> <p>なお、周波数オークションにかける電波帯については、論点4①でより詳しく意見を表明する。</p> <p>周波数オークション導入後、総務省には、周波数オークションにかける電波を発掘する業務が生まれる。より具体的には、本当に有効に利用され代替可能な新技術はないか調査したり、発掘した電波帯に紛れ込む違法電波を摘発したり、といった業務である。これらの業務に関わる予算は、きちんと確保されるべきである。</p>

	<p>この予算については、電波利用料から確保するという処置も可能であり、この電波利用料の扱いについては、論点7で意見を述べる。</p> <p>なお、国際競争力の強化に資するように、電波産業の研究開発を政府が支援することも適切である。</p>
<p>4①</p>	<p>周波数オークションにかける電波帯は、原則的には、国防・防災・航空管制など、公的に利用される以外のすべての電波帯とすべきである。</p> <p>公的に利用される電波帯以外の電波帯のうち、①有効に活用されていない、②現在の利用技術に代替可能な新技術がある、③再免許の時期にある、といった電波帯を優先的に周波数オークションにかけるべきである。</p> <p>有効に活用されていないかどうかの判断については恣意が入る余地をなくすため、①利用可能な利用者数の3割を越える利用者が既に利用している、②年間平均で5割を越える時間について利用されている、といった数値基準を設け、あらかじめそれを公開しておくのが適切である。</p> <p>代替可能な新技術を検討する際には、総務省だけで実施することなく、外部の有識者の協力を得るべきであり、その際には既存の電波産業関係者だけでなく、論点1で説明した起業家も加えるのが適切である。</p> <p>別紙1には「協願が発生する無線システム」という表現があるが、協願が発生するから(しそうだから)周波数オークションにかけるとか、発生しないから(しそうにないから)周波数オークションを実施しないと判断はすべきではない。周波数オークションを実施し、その結果、一事業者からしか入札がなかった場合には、その事業者を落札者とし、入札額を支払わせればよいからである。</p> <p>論点3で述べたが、本当に有効に利用され代替可能な新技術はないか調査する業務によって、周波数オークションにかける電波帯が発掘されることになるので、その</p>

	<p>業務に予算をきちんと確保するのは適切である。</p> <p>本論点に関連して、最後に、地上デジタルテレビ放送の空きチャンネルについて意見を述べる。今のままでは空きチャンネルは有効に活用されないと想定されるが、現利用技術である地上デジタルテレビ放送に干渉しないで利用できる新技術が実用化されつつある。したがって、空きチャンネルについては周波数オークションの対象とし、新サービスのために提供するのが適当である。</p> <p>空きチャンネルは放送区域ごとに変わるため、特定地域内に限定してサービスを提供することができる。一方、地域ごとに別のチャンネル(空きチャンネル)に自動的に切り替えるようにすれば、全国サービスとしての提供もできる。どのような形態でサービスを提供するかは、入札者の自由とし、多様なビジネスモデルを許すべきである。</p>
<p>4②</p>	<p>再免許の時期にあるからといって自動的に周波数オークションを実施するのは、既免許人による既投資を無駄にする一方、新免許人には新たな投資を求めるので、経済的には適切でない恐れがある。したがって、上述のように、有効に活用されているか、現在の利用技術に代替可能な新技術があるか、といった検討を同時に実施して、周波数オークションの実施を決定するのがよい。</p> <p>ただし、免許の交付時から、再免許に際しては改めて周波数オークションを実施すると明示しておけば、免許人はそれを見越して投資するのだから、再免許時に自動的に周波数オークションを実施することができる。</p> <p>また、その電波帯がもともと周波数オークションにかけたものであっても、今まで説明してきた判断プロセスに基づいて、必要な場合には、改めて周波数オークションにかけるべきである。それは、その電波帯の死蔵や無駄遣いを防止するためであって、周波数オークションによって与えるのは、所有権ではなく利用権としておけば、この措置が可能になる。</p>

	5 (1) ①	<p>落札額の消費者への転嫁が成功するか失敗するか の決定権は、実は消費者が持つ。消費者一人ひとり は、多種多様な通信手段の中から、その人にとつても っとも合理的と思われる手段を選択する。無線通信サ ービスであれば、消費者は PHS、3G、LTE、WiMAX、 WiFi などから自由に選択できる状況にある。そんな 状況で落札額を消費者に転嫁しようとするのは、経 営的な自殺行為である。</p> <p>① 落札額は消費者に簡単には転嫁できないというこ とを前提に、入札者は周波数オークションに臨まざ るをえな。それでも高騰したとしたら、それは経営 者が判断を間違ったからにほかならない。そのよう な、経営判断のできない経営者が出てくるかもし れないと仮想して、落札額の高騰防止対策を取るの は適切ではない。</p>
	5 (1) ②	<p>買い占めを防ぐには、周波数オークションの実施 方法を工夫すればよい。</p> <p>たとえば、サービスエリアを東日本と西日本に分 けてどちらか一方への入札しか認めない、二つか 三つのスロットを同時に周波数オークションにか け一つしか入札を認めない、新規事業者しか入 札できない電波帯を作る、といった方法を取れば よい。</p> <p>このような周波数オークションの実施方法には、 論点5(2)①に関係することだが、落札額の高騰 を防ぐ効果もある。</p> <p>一言でいえば、新規参入を促す形での周波数 オークション実施を原則とすればよいのである。</p> <p>なお、落札額が抑えられる一方では、国庫収 入が期待できないことになってしまう。国庫収入 を確保するには、絵画オークションと同様に、最 高入札額を公表しながら数回にわたってオーク ションを繰り返せばよい。</p>
	5 (2)	<p>落札者は、落札額を回収するために最善の努 力をするはずである。それを前提とすれば、一 定エリアカバー率</p>

	⑤	の義務化等は不要となる。
	5 (2) ⑥	<p>ネットワークの他事業者への開放義務付けは落札者の経営に負の影響を与えるため、適切ではない。</p> <p>しかし、政策上、義務付けがどうしても必要と判断される場合には、周波数オークション実施の前に、新規に建設するネットワークは他事業者への開放が義務付けられる、と明示すればよい。これによって、ネットワークの開放の負の影響を考慮に入れて入札することが可能になる。</p>
	7	<p>周波数オークション導入と電波利用料制度とは直接関係するものではない。</p> <p>周波数オークションを導入しても電波利用料は取り続けるとあらかじめ決めれば、それを前提として入札することが可能になる。電波利用料は取らないと決めれば、それを前提として入札すればよい。</p>
	9	<p>外資にも、当然、参入の機会を与えるべきである。</p> <p>すでに、わが国ではボーダフォンが携帯電話事業を営んでいた時期があった。わが国の通信事業者が、外国で周波数オークションに参加し免許を取得した事例もある。外資をことさら区別する理由はない。</p>
	ア	<p>落札者が最善の努力で進めるビジネスを阻害する条件を付すのは適切ではない。</p> <p>周波数オークションにかける電波帯の用途を「通信」「放送」「通信及び放送」程度に指定することは構わないが、それ以上の詳細については、落札者に委ねるべきである。</p> <p>それによって、たとえば、昼間は通常のテレビ放送を実施し夜間帯はデジタルサイネージ向けに映像を送信し蓄積する、といった利用方法も可能になる。</p> <p>利用方法を実現するために、どの技術が最適かは落札者が選択すればよい。</p> <p>すでに市中に広く普及している無線機器を対象とするサ</p>

	<p>ービスを提供したいと考えても、まったく新しい機器とサービスの組み合わせを提供したいと考えても、それは落札者の自由とすべきである。</p>
イ	<p>落札額に上限を設けるべきではない。</p> <p>平成 23 年 2 月 2 日の衆議院予算委員会で、電波法の改正に関わる質疑があり、いわゆる終了促進措置について、片山総務大臣は「費用負担の上限について設けることも定めたい」と答弁した。このほか、平成 23 年 4 月 19 日の参議院総務委員会でも同様の答弁がある。</p> <p>このように上限を設けた場合には、どうしても落札を希望する事業者は上限で入札せざるを得ない。そのような事業者が複数存在する場合には、いずれも上限で入札するため、実質的には、今までと同様に比較審査方式で事業者が選定されることになる。</p> <p>つまり、終了促進処置にともなう電波法の改正を、片山総務大臣が答弁したように「オークション的なものを取り入れた」改正と解釈するのは無理がある。</p> <p>今回、懇談会で議論しているのは、比較審査方式の一部修正にすぎない終了促進措置ではなく、本格的な周波数オークションの導入である。本格的な周波数オークションでは落札額に上限を設けるのは不適切である。</p>
<p>3. その他 (留意事項や情報提供など)</p>	<p>必要があれば、提案内容の聴取に応じる用意がある。</p>